

対米外国投資委員会(CFIUS)の審査権限を強化する改正法案に含まれる3つの重要な側面

ナンシー・フィッシャー、クリストファー・R・ウォール、マシュー・R・ラビノウィッツ

米上下両院の超党派議員は2017年11月8日、国家安全保障の観点から対米外国投資を審査する対米外国投資委員会(CFIUS)の権限を強化する法案を提出しました。Foreign Investment Risk Review Modernization Act of 2017(FIRRMA)と呼ばれるこの法案(「FIRRMA 法案」)には、審査対象取引の範囲の拡大や新しい手続きの創設など、3つの重要な側面が含まれています。

1. CFIUSの審査対象として新たに追加・明文化された5つの取引形態

CFIUSによる審査の対象となる対米外国投資の取引には、買収の結果、外国企業が米国企業をコントロールするという取引が対象となっていますが、FIRRMA 法案では、審査対象となる取引形態が5つ追加され、審査対象が拡大しています。なお、追加された取引形態の中には、CFIUSがこれまで既に審査対象とみなしていたものを明文化したものもあります。

(1) 米国内の軍事基地や機密施設に近接する不動産売買/リース

外国企業が取引しようとしている不動産が米国内の機密施設に近接しているかどうかについて、CFIUSはこれまでも検討してきました。例えば、中国の安邦保険集団がカリフォルニア州サンディエゴにあるホテル・デル・コロナドを買収しようとした際には、当該ホテルが米国の海軍基地に近接していることを理由にCFIUSが懸念を示し、安邦保険集団は後に取引から撤退しています。

(2) 米国の重要なテクノロジー企業またはインフラ関連企業に対する非「受動的」投資

FIRRMA 法案は、「受動的」投資の定義を明確にしています。外国投資家が取締役会(オブザーバ一席を含む)に関係する取引や外国投資家が非公開情報にアクセスできる取引は、「受動的」投資には含まれません。

(3) 米国ビジネスに関する外国投資家の権利の変更(外国投資家が米国企業を買収する場合または非受動的投資の可能性がある場合)

既存の法制下でもこうした権利変更は審査対象となる可能性が高いと考えられています。

(4) 米国の重要なテクノロジー企業が外国企業に知的財産の提供をする取引(合併事業を通じた提供を含む)

米国の資産の取得は審査対象取引とされていますが、FIRRMA 法案では、現行の法律ではカバーされていない合併事業を通じた提供やライセンス契約も対象になることを明確にしています。

(5) CFIUS による審査を回避することを主な目的とした取引、譲渡、契約等

新しいコンセプトです。今後どのように本規定を CFIUS が解釈・援用するか見守る必要があります。

2. 届出(declaration)制度の新たな導入

CFIUS による審査開始に必要な正式な通知に代わるものとして、届出(declaration)制度を新たに創設することが FIRRMA 法案には盛り込まれています。届出は、取引が完了する 45 日前に提出する必要があります。盛り込まれるべき内容は、規則によって今後定められる予定ですが、届出は、5 ページを超えない簡略化された文書になると考えられています。届出提出後、CFIUS は 30 日以内に以下のうちいずれかを行うように努めなければいけません。

- 正式な CFIUS 通知の要求
- 届出だけでは CFIUS による対応が完了できないことを当事者に通知 (CFIUS が取引に関する対応を終了した旨を書面で通知するよう当事者は求めることができることも併せて通知)
- 一方的な審査の開始
- 取引の許可

FIRRMA 法案が規定した届出が任意ではなく義務となる場面は下記2要件を満たした場合です。

- ①少なくとも 25%の議決権を外国人投資家が取得する取引で、かつ、その取引を行う外国人投資家の少なくとも 25%の議決権を直接または間接的に外国政府が保有するとき
- ②CFIUS が裁量で判断した審査対象となる取引(例: 米国ビジネスの技術または産業で、ある取引が完了すると国家安全保障上の損害回復が困難である、他の手段を通じて審査対象となる取引の情報を入手することが困難である等)

届出が義務である場合、当事者は代わりに書面による正式な通知を提出することができますが、これは取引完了の 90 日前までに提出する必要があります。

義務的な申請要件は、これまで歴史的に任意でなされてきた CFIUS の審査プロセスから大きく異なります。さらに、企業は、届出を提出するか、正式な通知を提出するかを選ばなくてはなりません。届出をすれば CFIUS は取引を認めてくれると想定していた当事者においては、CFIUS が正式な通知を必要と判断した場合、取引のタイミングが複雑になるおそれもあります。

3. CFIUS の審査期間の変更

FIRRMA 法案では、第1次審査期間が 30 日から 45 日に延長されています。また、主務官庁長官の要請により、特別な状況(具体的な定義は CFIUS が後日規定する予定)下においては、審査期間を1回だけ 30 日間延長する権利が CFIUS に認められています。

これにより、新たな期間は 45 日 + 45 日 + 30 日となります。この結果、懸念材料の少ない取引においては審査期間が以前に比べて長くなりますが、複雑な取引においては、従前より迅速に審査が終わる可能性があります。

FIRRMA 法案には、その他にもいくつかの重要な改革が含まれています。例えば、通知されていない取引に対処する権限の拡大や、CFIUS の審査が延期されている取引の一時停止、その他の手続上の変更などです。この中には、取引金額の 1%または 300,000ドルのいずれか低い方を上限額とした手数料(届出は含まない)を CFIUS は当事者企業から徴収することができるというものもあります。

FIRRMA 法案は、超党派の支持を得ることが期待されていますが、法案可決の可能性や施行時期は依然として不透明です。議会に提出されただけでなく、議院の委員会にも既に付託された FIRRMA 法案は今後、関連委員会において最終審議が行われる見込みです。もっとも、上院銀行委員会の議長を務める Mike Crapo(共和党、アイダホ州)上院議員は、FIRRMA 法案の文言について利害関係者が合意に至った後、最終審議が開始されると示唆しています。また、FIRRMA 法案が独立した法案として今後検討されていくのか、別の法案に盛り込まれて審議されていくのかどうかは不透明です。

FIRRMA 法案の提出は、米議会の超党派諮問機関である「米中経済・安全保障審査委員会」が 2017 年度年次報告書で発表したものでもあります。この報告書の中で委員会は、高まる安全保障リスクに対処するため、CFIUS に関する法改正を議会に勧告しています。委員会が提起した問題の一部(例えば合併事業やライセンス契約まで範囲を拡大すること等)は既に FIRRMA 法案に含まれていますが、そうでないものもあります。例えば、委員会は、中国国有企業による米国企業の買収・資産取得を禁止し、CFIUS の審査プロセスに経済効果テストを追加するよう議会に法改正を勧告しています。こうした残りの問題を今後 FIRRMA 法案に盛り込むかどうかは今後の課題となるでしょう。

本稿の原文(英文)につきましては、[Three Key Aspects of Proposed Reform to the CFIUS Process](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

奈良房永

1540 Broadway
New York, NY 10036-4039
212.858.1187
fusae.nara@pillsburylaw.com

Nancy Fischer

1200 Seventeenth Street
NW, Washington, DC 20036
202.663.8965
nancy.fischer@pillsburylaw.com

Christopher R. Wall

1200 Seventeenth Street
NW, Washington, DC 20036
202.663.9250
cwall@pillsburylaw.com

Matthew R. Rabinowitz

1200 Seventeenth Street
NW, Washington, DC 20036
202.663.8623
matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2018 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.